岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成23年11月21日(月)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

井上雅雄委員,小川育央委員,吉良澄子委員,瀬戸啓子委員,曳野富士夫委員,藤田健 三委員,松下浩明委員,水田美由紀委員,水野洋子委員,山下裕之委員

2 説明者

松村一成判事補

石川光生主任書記官

江藤美樹書記官

3 オブザーバー

劒持誠事務局長

柳沢恒夫首席家庭裁判所調査官

渡邊美恵子首席書記官

佐藤文俊次席家庭裁判所調査官

第4 議事の要旨

- 1 岡山家庭裁判所委員会委員長あいさつ
- 2 意見交換の概要

「遺産分割と家庭裁判所の役割について」をテーマに意見交換を行った(発言要旨は別紙のとおり)。

3 次回の開催日時等

次回は,平成24年2月17日(金)午後3時に開催する。

引き続き「遺産分割と家庭裁判所の役割について」をテーマに意見交換を行う。

その後,同日中に「岡山家庭裁判所における少年の保護的措置について」をテーマに, 裁判所から説明を行い,次々回の委員会(開催日時は未定)において意見交換を行う。

(別紙)

意見交換における発言要旨

(委員長, 委員(委員長を除く。), 説明者)

1 遺産分割に関する概要説明

委員の皆さんには,事前に資料を送付したが,まず,その中に出てくる法律用語等で分からない点があれば,質問していただきたい。どなたからもなければ,私から,この中に出てくる「廃除」という言葉は,どのような意味なのか。

推定相続人に非行や被相続人に対する虐待・侮辱がある場合に,被相続人の意思に基づいてその相続資格を剥奪することができることを「廃除」と言う。死亡や相続欠格などとともに,代襲相続の原因の一つに位置づけられる。

債務は遺産分割の対象にはならないのか。債務は遺産に入らないのか。

亡くなったときに負の財産と正の財産があり、正の財産というのは預貯金や不動産、負の財産というのは借金である。引き継ぐものは何かというと、両方引き継ぐことになるが、家庭裁判所で取り扱う遺産分割手続では正の財産のみを対象にし、負の財産については、当然に法定相続分で引き継がれると解釈されている。そのため、引き継ぐものという意味では相続財産であるが、遺産分割の対象に基本的にはならない。

家庭裁判所の調停手続の対象ではないと。

基本的にはそうである。ただ、債務がたくさんあったり、事業があるなどといった理由で自分が引き受けようとか、自分は引き受けられないなどというのも含めて話し合いの中で解決に取り組むことはもちろんできるが、調停から審判へ移行したとき、裁判所が分けるというときには対象にはならないという意味である。同じことが預貯金にもあるが、これは話が進んでいくと、そこに触れることになると思う。

家庭裁判所委員会は,基本的には,委員に一般市民の視線でいろいろ話をしていただければそれでいいと思うし,弁護士の委員からは,一般市民から相談を受けたときに,よく疑問にされる事柄などを伝えていただければありがたいかなと思う。

2 岡山家裁における遺産分割調停等の現状の説明

(1) 広報の現状

資料のリーフレット「家事事件のしおり」は、家事事件全般について簡明に説明するもので、家事審判、家事調停を利用される方を想定して作成しているものである。遺産分割手続に関しては、後ほど説明するとおり、裁判所ウェブサイトやホームページに申立書の書式や手続の概要等を掲載しているが、遺産分割手続に特化した形でパンフレット、リーフレット等は作成していない。

このリーフレットはどこに備え置かれているのか。

来庁された方に渡してご覧いただくのはもちろんだが、当岡山家庭裁判所であれば、管内の支部、出張所はもとより、地方法務局、弁護士会、法テラス、県警本部、岡山市のこども総合相談所、岡山県の中央児童相談所、倉敷児童相談所、津山児童相談所、岡山県女性相談所、岡山県男女共同参画推進センター、岡山市の男女共同参画相談支援センター、岡山県消費生活センター、各調停協会、県内全市町村、といったところへ送付している。

こういったリーフレットを備え置く場として,遺産相続であるとか遺産分割の相談をしなければならなくなったときに,誰に最初に相談するかということをやはり考えてみる必要があると思う。その必要,ニーズのあるところに本来資料は備え置かれるべきだと思うが,我々弁護士の実感とすると,個人であれば大体まず税理士に相談をするとか,それから銀行であるとか,相続が発生すれば当然に,借金がどうなるとか,さらに言えば信託銀行,行政書士というところに実は一番に相談に行かれて,弁護士のところに来るというのはまだそれから更に後なのである。市民が一次的にまず相談をしようと思うところに配布するということも,少し考えてもいいのかなという気がした。

具体的にはどこになるだろうか。

やはり税理士,要するに,相続税の申告である。それから,司法書士も必要になる。登記の関係などが出てくるためである。

税理士会や司法書士会にはこれまでは送付していなかったが、検討したいと思う。

(2) 受付窓口における相談の実情について

相談の件数は1週間で5件から10件程度という印象である。相談に来られる方は,相続

人が大半である。相談に来られる方の年齢からすると、やはり40代から50代以上の方、60代ぐらいの方が大半で、若い方はあまりないような感じがする。

具体的な相談内容は、相続人の中に遺産分割協議に応じない人がいるといった相談が大半である。

遺産分割協議に応じない人がいるといった相談の際は,家庭裁判所に遺産分割調停という ものがある,ということの説明から始めて,資料を渡す。

他の相続人が遺産を取り込んで開示してくれないといった相談があった場合は,遺産分割調停の性質を簡単に説明した上で,取り込んでいる遺産を明らかにしてくれないような場合は,最終的には,別の訴えの提起も検討していただかないといけない,といった説明もしている。

申立ての概況としては,代理人の弁護士が付いている遺産分割調停が増えてきているよう な印象を受ける。

また,遺産分割のことだと来庁された方でも,遺産分割の前提が問題になっているようなケース,例えば遺産分割協議書と分からずに,印鑑を押せと言うから押した,どうしたらいいか,といった相談や,協議をした覚えもないのに遺産が自分ではない相続人の名義になっているといった相談,預貯金を取り込んだ人が使ってしまっているとか遺産がなくなってしまっているといった相談が多数ある。

弁護士として,今の話を伺っていると,思ったより深刻な相談が多く,対応されるのは非常に大変だろうと思う。最終的にどのように対応し,どのように納得されて終わるのだろうか。

前提が問題になっているような場合であれば,申し訳ないが,弁護士に相談に行ってください,という対応をしている。

では,弁護士はどこにいるかなど,相談に来られた人の満足ということに関して,何か工 夫をしているのか。

弁護士会に遺言・相続センターがあるという情報をいただいているので、その電話番号を 伝えるのと、弁護士会がすぐ近くにある、あっせんはできないので、弁護士会に行けば弁護 士マップをもらえるということを伝え、法テラスのこと、どちらにお住まいですかと尋ねた上で、岡山市であれば無料法律相談が毎週どこかの曜日で行われているようであるなど、知 り得ている情報の中で、あっせんなどにならない程度の範囲で詳しく伝えている。

弁護士マップを裁判所の窓口に置くというのは。

マップは単にもらうことに意味があるのではなく、行ってそこで話をすることに意味があると思う。マップをもらった、それで終わり、ということにはおそらくならない。やはりその後どこかに行かれると思う。そうすると、むしろ、弁護士会に足を運んでもらった方がいいのかなと思う。

(3) 遺産分割調停事件等の動向について

資料をご覧いただいたとおり、岡山家裁本庁のみ、岡山家裁管内の支部・出張所を含めての合計とも、調停の申立てが、審判に比べると圧倒的に多いという状況である。

件数としては,若干変動はあるが,180件以上で推移している。本庁に限って言うと, 平成22年は94件であったが,平成23年は10月末現在で既に93件に達しており,少 し多いという印象である。

既済については,遺産分割の終了の仕方としては調停成立がやはり一番多く,おおむね 6割以上が成立で終了している。

なお,審判で認容ということで終わっている件数だが,認容というのは遺産分割の判断を したということでの認容の審判で,必ずしも申立人の申立てどおりの審判ということではな い。

続いて、審理期間終局の結果であるが、やはり多いのは、6か月以内、1年以内、2年以内といった辺りの調停成立の件数である。審判もやはり1年、2年ぐらいが多くなっている。 調停や審判は、大体どれぐらいの間隔で行われているのか。

ケース・バイ・ケースかとは思うが,長期間係属している手続に関しては,次の審理まで 1か月ぐらい先になることが多いように思う。

3 遺産分割調停等の進行に沿った意見交換

(1) 申立書式等について

資料として配付した,最高裁判所が作成している書式を岡山も使用している。

もし相続人が遠方にいる場合,申立書はどこの裁判所に出すのか。

管轄は、調停の場合は相手方の住所地となっているので、争っている相手方が住んでいる 裁判所に出すということになる。相手方が岡山、広島、東京にいるのであれば、そのうちど こか1つの裁判所を選べるということになっている。審判申立ての場合は被相続人の住所地 となっているので、亡くなった方の住所地で申し立てるという形になる。また、合意管轄と いうものが認められており、相手方が岡山で手続を進めることに合意していれば、申立人が 希望する岡山の裁判所で手続を進めることができるのだが、そのためには管轄合意書という 書面を出していただくようにお願いしている。

裁判所の窓口では相談ではなくて手続案内,手続の説明だけとのことだが,申立書の作成の方法について,窓口で説明をしたりしてもらえるのか。

まず窓口に来られたら,申立書もそうだが,遺産分割の場合,集めていただく書類が多い。 戸籍謄本や,分割する遺産を証する資料として不動産の登記事項証明書,不動産の固定資産 税評価額が分かる書類などである。作成する,書くという作業は結構後のほうであり,最初 は相続人の範囲の確定,遺産の範囲の確定などを重点的にしていただく必要があるので,ひ としきり話を聞き,これは遺産分割調停になるという印象を持った場合には必要書類を一覧 にしたものを渡し,まず書類を集めるよう伝えた上で,記載例を渡し,作成していただくよ う話している。遺産分割調停の場合,調停申立てなどは郵送でもできるが,一般的に取り忘 れの書類が多くあったり,書き漏れが多くあったりするので,できれば窓口に来ていただく よう伝え,不備の点は窓口で担当職員が確認して,書き漏れ等を伝えている。電話でも対応 している。

書式の関係で,今,法改正などで動いているところがあるので,その辺りのことを少し説明したい。

お手元に配布しているのは最高裁のホームページに載っているものだが,岡山では岡山独 自のもの,もっと使いやすいものができないかということで,別のものを検討しているとこ ろである。相手方に送ることが想定されていない申立書の写しが,法改正によって,相手方 に送ることになる。それら諸々の事情があり,遺産分割に限らず申立書をもっと使いやすい ものにしようと検討等を行っているところである。

裁判所で申立てを受けるに当たり,最低限,被相続人が誰で,相続人としてどういう方がいて,対象になる不動産がどういうものがあるかということを書いていただくが,これが書きやすいかどうか,使いやすいかどうかというのはまた別の観点から検討もしている。弁護士会と時間外に行っている意見交換の機会があるので,そこで弁護士の方々の意見を聞くなどして,より使いやすいものにできるようにしているところである。

できれば,一度,実際に皆さんに書いてもらえばいいと思う。でき上がったものを実験的に書いていただき,これはやはりだめだなどいろいろ言っていただくと,非常にありがたい。 調停委員の方の御意見はどうか。

家事のほかの部分に関しては既に試行されており,事前に,どういう背景で申立てがなされたのかということを事前に相手方に送り,相手方も反論,意見を出してくるという形になって,本当にやりやすくなったと思っている。遺産分割の場合にも,申立ての理由,一番ここが言いたいという点について,今は備考欄のスペースなのだが,もう少し書きやすい形で,まとめて書けるような状態になったらいいと思う。

これをもし自分が書くとしたらということで、ぱっと見たときに分かりにくいのが、相続 人から生前贈与を受けている、特別な受益を受けている云々である。生前贈与は、はっきり したものの場合は分かるが、結婚するときにこういうことをしてもらったのになど、内容に 関わることも含めて説明していただかないと、ちょっと無理かなとも思う。

「目録」についてだが、申立てをする人の手間を考え他の人に作成してもらう、あるいは、後々の進行のことを考え、最初に申立人に頑張って作成してもらうなど、目録の作成の在り 方について、工夫等をされているか。

少し検討してみたいと思う。

手続の最初の申立てのところがなかなか大変だということがよく分かった。感情の部分と, 実務的な処理,両方とも大変だということがよく分かった。

(2) 調停委員の選任について

私も調停委員として,自主的な勉強会なども行って,専門的な知識をできる限り勉強している。ただ調停は,法的にこうだから,こう分けますということももちろん重要なのだが, 心情的な部分というのがかなり大きい部分を占める。

当事者双方が自分の意見をしっかり調停の場で言う、相手の言うことを冷静に聞く、そして、話し合いの中で解決を図っていく、それらのプロセスにおいて最善を尽くすのが調停委員の基本的な役目だと思っている。ですから、専門的な知識も必要だが、最終的には裁判官と評議もするし、ある程度の基本的な知識さえあれば、むしろ、当事者の気持ちに沿いながら、何ができるかということを考えていきたいとは思っている。

調停委員の選任というのは,我々弁護士としても,非常に関心がある。実は私もつい先日, 非常に複雑な,感情的な問題もあったのだが,とにかく遺産がいろいろで,不動産も,預貯 金も,株券も,賃貸物件もあるということで,とてもこれは示談ではできない,話し合いで はできないということで調停を利用した。そのときの調停委員が,弁護士と司法書士と不動 産鑑定士という組み合わせで,絶対できないと思うものを解決できた。やはり専門家が一堂 に集まって協議するメリット,素晴らしさを感じたことがあった。

質問なのだが、この事件にはこの調停委員を、という割り振りは誰がされているのか。あ と、専門家の委員が足りているのか。

また,申立てをするに当たって,申立人から,こういう事件なのでこういう専門家の調停 委員を入れてほしいと要望を言った場合に,ある程度考慮していただいているのか。

争点が何かということが申立書によってある程度分かる。そこで,専門家が要る要らないというのは変だが,例えば人間関係の調整がより重要なものはむしろ一般という形で選別しているだろうし,代理人の有無というのもあるだろうし,いろんな要素があるので,現状でおそらくうまく回っているのではないかと私は思っている。

今言われた3人とも揃うというのは,なかなか珍しい事例で,恐らく相当難しい事例なので,そういう形にしたのではないかと思う。調停委員の立場では,いかがか。

そもそも,調停委員が,私は何の資格を持っているといった話をしないので,多くの当事者は多分分からないまま手続が終わっていると思う。我々は顔を知っているから,司法書士

のあの人だと分かるので,それを前提に特にそのあたりを論点にする,うまくいくように質問しながら進めていくのだが,だからうまくいっているのかもしれないし,欲を言えばもっと増えていただければいいのかなとかいう気もする。

あと、相続の問題というのは、最後は相続税等の税法の問題が非常に大きい。そこで、税理士が調停委員として入っており、税法の点でも目配りの効いた案になっていれば、もっといいのではないかという気はする。さきほどお話した超エキスパートが揃った事案でも、最後は税法の問題だけが解決できなかったため、双方に税理士を依頼してコメントを求めながら、最後の調停条項までまとめた。そういう意味では代理人などがついていない場合においても、税理士が入ってもいいのかなという気はする。

どうしても我々法律家というのは税法的な観点が抜けるので,そこを無視した調停条項になり,後で多額の税金がかかり,我々のほうに苦情が来るということもあるので,可能であればそれを少し検討されてもいいのかという気はする。

税理士会は、おそらく今、かなり裁判所の活動に対して協力をしたいという機運になっていると思う。遺言・相続センターを立ち上げる際も、協力のお願いに快諾されたと聞いているし、熱心に公益活動というものを考えていらっしゃると思う。

(3) 当事者の呼出しについて

遺産分割の当事者の場合,遠方の方がいるケースが多々あるが,そうした場合には,交通の便などを考慮して,期日を午後にするよう裁判官にお願いしている。

あと、調停では調停委員が原則的には当事者から個別に話を順番にお伺いすることになるので、当事者が多数いる場合には、同じ時刻に裁判所に来ていただくと、後から話を聞く人は待っていただくことになる。そのため、裁判所にお越しいただく時刻を、例えば相手方のAさんは午後2時、Bさんは午後2時30分といった形でずらして通知をし、あまりお待ちいただかないように配慮している。

それから,相手方は待合室で待っていただくが,申立書の記載内容などで感情の対立が激 しいようなケースの場合は,待合室を別々にするといったこともしている。

遠方の方が呼び出されて、なぜ呼び出されてわざわざ岡山まで行かないといけないのか、

と苦情を言われる事例もあると思うが、そういう場合の工夫などは、何かあるか。

来られない方はやはりいらっしゃる。最初は来られたけども,2回目以降は来ないとか,遠方という理由もあるが,時間がないので来られないということも時々ある。結局,来られないと調停での話し合いができない,難しい場面に移行してしまうと,調停不成立で審判移行してしまうというケースもある。ぜひ来て話をして解決をされてはどうですかということで,説得して来ていただくということは余りないが,そういうこともある。

また,期日間の調整など,出頭勧告ということで,調査官が入って説得なり働きかけをするということも活用されている。

例えば,書面だけ出して出頭せず,書面で判断してくれみたいな話をされることはあるのか。 か。そういう場合は書面で判断されるのか。

調停なので、やはりお越しにならないと合意ということにはならないのだが、遺産分割の場合は受諾書面という制度がある。調停条項案を裁判所が示し、それに対して受諾するという旨の書面を返していただければ、調停は成立するということが法律上できる。そういった形で、特に争いがあまりない方については、受諾書面のやりとりで、結局出頭していただかないままで確認した上で成立ということは時々ある。

テレビ会議システムを使って調停をすることはできないのか。

法律が改正になると、そういった電話会議が可能になると聞いている。

来られない方が何を争っているのか,来られない理由にもよると思う。例えば,不動産,建物は欲しくなくて,自分は法定相続分を金銭でもらえればいいとかいう方がいれば,わざ わざ遠くから来ていただかなくても,むしろ不動産をめぐって争っている方に岡山に来ていただいて話をしていただく。金銭だけ希望されている方については,決まりそうになったら,書面で照会をし,自分はこれだけお金をもらえるなら了解すると言っていただけるのであれば,受諾書面に署名捺印して返していただくということも可能である。遠方だから行きたくないとおっしゃっている方が何を求めているのかによっても,随分進行が違っていくのかな と思う。

(4) 調停期日前及び期日間における調停委員会の準備について

これは事案によるのだが、申立書、それから今、岡山では事情説明書という書面を書いていただいており、また、相手方にも意見書を出していただくので、それを突き合わせて、争点は何か、当事者は何を争っているのか、何が問題になっているのかについて、期日が始まる前、例えば10時開始であれば9時半とか9時45分から事前に協議をする、あるいは期日の進行中に裁判官と協議をする、そして、事案が複雑でとても間に合わないといった場合には、期日と期日の間に進行評議期日という、調停委員と裁判官だけで、進行の協議をする期日を設ける。

そういうことをしなければならない事案は結構あるのか。

あまり多くはないが,そういった事案は,1回だけでなく,2回ぐらい期日を行った後, また協議を行う。

今、評議の充実ということについているいる考えている。調停委員会というのは審判官 (裁判官)と調停委員の構成なのだが、現在は審判官が常に立ち会っていないという実情に ある。そこで、評議を充実させようとしているのだが、それもなかなか難しく、片方を評議 していると、もう一つの評議をお待たせするということがあるなど、なかなかうまくできて いないのが実際である。また、かねてから時間がかかっていた遺産分割の場合は、第1回前 に評議を行う方向で考えているほか、「方向づけ」をしないとだめだろうということで、期日前の評議をできるだけ行うようにしている。

調停委員からは,もう少し顔を出してほしいと言われるが,なかなか難しい。何かいいア イディアがあればいいのだが。

これは私のアイディアではないのだが,期日ごとに,ある程度,ここまで話をした,ここまで中間的に合意した,次回までの宿題,検討すべき事項はこうであるということが,紙ベースで明確に残っていて,その都度いただけたらいいのではないか,という意見がある。

民事で和解をする際に,お互いの途中の約束事というか,中間的に合意できたことを,その経過を残す趣旨で書面化するようになった。そういうものは確かに目標にもなるし,明快である。

特に遺産分割などはいろいろな争点が絡み合うことがあるため、今日はここまで確認した、

次回これをやるといったことを,簡単な1枚のものでいいので,それぞれ持ち帰ることができるといいかと思う。

口頭よりは書面の方がいいか。

言った言わないが必ず出てくるので、いいかなと思う。

その書面は誰が作成したらいいと思われるか。というのは,流れというか,こういったものを作ると,持ち帰って何日かすると,私はこんなことをしていない,言っていない,この表現はおかしい,意味が違うということが結構ある。その場で必ず双方に確認しているのだが,いろいろな思惑もあり,書面を残すことのマイナス面のようなものが結構あり,その兼ね合いが難しいと思う。

結局、その点があり、今まで誰も何も作らず、調停は行われてきたが、争点が非常にシンプルなものであれば、多少は元に戻ってもいけばいいのだが、遺産分割のように複雑、錯綜するようなものは、前提問題を確認したことが残っていないと、そんなことは言っていないということになり後でまた覆ったら一からやり直しになることもある。少し無駄な日を過ごしたことが何回かあった。

私自身,遺産分割はあまり経験がないが,一般の調停の場合でも,一応,期日が終わるときにはお互いに確認を取る。今日話し合ったことはこれとこれとこれですね,あなたの言いたかったことはこれだけですね,という確認を取り,次回までに考えてきていただくことなどもきちんと確認してお帰りいただく。それでも,次回期日にお見えになったときに,この前こうでしたねとお話しても,やはり変わることがある。次回期日まで1か月の間隔がある。その1か月という時間が,考える時間があるという点ではプラスなのだが,以前そう言ったけどやっぱり違うということになる場合もある。そういう意味では,書面に残すということはどうなのか,というのが率直な思いである。

合意できたことを書面化して,拘束力があるようにすることはできないのか。

中間合意のような形で、調書にとってしまうということか。

しかし,中間合意であっても,やはり止めるという可能性もあるだろう。それから,調停が係属する期間が二,三カ月で中間合意というのは意味があまりないかもしれない。なかな

かまとまらない,けれども,継続して進めたいという場合にはあり得るだろう。

代理人が付いているときの書面はどうか。

双方に代理人が付いているときは、そんなに、言った言わないということはないと思う。

一方で,代理人によっては,書面に残すということに対する抵抗感を持たれる方もおられるので,兼ね合いが難しい。

今日の委員会でこうしたお話があったことは,裁判所内に伝え,検討する。

予定の時刻まで10分くらいになったので、いったん今日の意見交換は終了したいと思う。 今日のいろいろなお話を、今後の家庭裁判所のヒントというか、参考にしていただければあ りがたいと思う。